

令和6年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第1回会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会 議 名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第1回）		
日 時	令和6年6月6日（木）午後2時～4時		
場 所	岸和田市立男女共同参画センター 講座室2		
出席委員	石元委員（会長）、中川委員（副会長）、富田委員、泉田委員、石川委員、三森委員、宮前委員、清遠委員、柿本委員、葛迫委員、谷委員、内田委員、池内委員、三宅委員 （以上 14名出席）		
事 務 局	生嶋市民環境部長、今橋人権・男女共同参画課長、 達人権推進担当長、吉本担当員、岡本担当員		
関 係 者	松本人権教育課長		
傍聴人数	1人		
次 第	1. 令和5年度 実績報告について 2. 令和6年度 実施計画について		
配布資料	・ 次第 ・ 岸和田市人権施策推進プラン ・ 資料1-1：令和5年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書 ・ 資料1-2：令和5年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書【評価一覧】 ・ 資料2：人権施策推進プラン 年間スケジュール ・ 資料3：岸和田市人権施策推進プラン 令和6年度重点施策 ・ 資料4：令和6年度 岸和田市人権施策推進プラン 実施計画書 ・ 資料5：令和6年度 岸和田市人権施策推進本部 本部会での主な意見		

〈 議題等 〉

1. 委員委嘱
2. 委員の紹介
3. 議題

【案件】

- (1) 令和5年度 実績報告について

(2) 令和6年度 実施計画について

〈 概要 〉

【会長】

みなさんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。審議の前に一言ご挨拶を申し述べます。昨年、厚生労働省がハンセン病に関する意識調査を行いました。その調査結果を見ますと、ハンセン病の元患者さんが自分の近所に住むこと、あるいは同じ病院や福祉施設に通ったり、入院入所することについて抵抗があると答えた人の割合は、学校でハンセン病について「習った」と回答した人のほうが「習っていない」、または「習ったか覚えていない」と回答した人よりも多くなっていました。またハンセン病患者の隔離政策や、療養所で暮らす患者さんたちが、結婚する場合に不妊手術を強制的に受けさせたという国の行為などは、仕方がないという意見に対して、それを肯定する回答も、学校でハンセン病について習った人の方が多い結果となりました。

要するに、教育の効果というのが出ていないどころか、逆の効果になってしまっている、というような結果でした。

どうしてそのような結果となったのかは、この調査からはわかりませんが、一つ言えるのは、いわゆるハンセン病の語り方が関係しているのではないかということです。差別の厳しさというのを非常に抽象的に強調するというようなことが、かえって危機意識を強めたり、あるいは隔離政策等の国が行ってきた対策を肯定したりするようなところにつながっている可能性があるのではないかと思います。

人権啓発あるいは教育において差別問題をどの様に語ってどう伝えていくのか、非常に重要なことだと思います。その語り方あるいは伝え方を間違えると、先ほど紹介しました厚生労働省の調査結果に見られるような逆の効果を生んでしまう。そういった可能性もあるということを前提として、この審議会の中で議論を重ねていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議に入りますが、次第にありますように、令和5年度岸和田市人権施策推進プラン実績報告を受けた後、令和6年度実施計画について審議したいと思いま

す。

【事務局】

令和5年度実施報告の説明

【会長】

ただいまの報告に関しまして、ご質問ご意見ございましたらどうぞ。

【委員】

資料1-1の1ページや13ページのやさしい日本語の花岡先生のところで、職員の皆さんがこの5段階の5を付けてあるので、どのような講演でどういうふう to 実施されているのか教えていただけたらと思います。

【事務局】

施策No17のところで13ページのやさしい日本語についてですが、やさしい日本語有志の会の代表であります花岡さんに講師をお願いし、研修を実施しました。対象者は、岸和田市の課長と各課の実務担当者93名が参加しました。

講演内容は、日常業務における優しい日本語の表現の仕方として文章にふりがなを付けるだけでなく、窓口での説明やお渡しする案内・説明文において、どのような点に配慮、注意するかといったことについてお話いただきました。

その他、災害等の緊急時におけるやさしい日本語の表現等、幅広く講演をいただきました。

効果としましては各課でそれを持ち帰りまして、やさしい日本語での表現に配慮した上で、窓口での対応や配布物の作成に活用させていただいています。以上でございます。

【委員】

よくわかりました。ありがとうございました。

【会長】

他にいかがでしょうか、

【委員】

知っていることと出来ることは違うと思います。さらに出来ることと、影響を与えることも違います。先ほど会長がおっしゃっていた元ハンセン病患者の方々に対する人権問題に関する教育や啓発と、人権問題に関するアンケート結果が期待するものと違ったという報告もありました。この資料で言うと、1 ページから 3 ページに若年層の参加が少ないとありますが、評価 4 というと高い評価になっていると思います。結果的にどういうふうな評価項目にして、どこをもって達成するのか。というのは私の企業的な目線で言うとうわかりにくいかと思いましたが、そこは検討する余地もあるのかな、というのが私の意見です。以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。

他にご意見はございますか。

【委員】

資料 1-2、NO2 の権利の理解と学習機会の提供というところで、令和 5 年度 3.6 から令和 6 年度 4.1 に評価が上がっているのは高齢者大学や女性学級だと思いますが、公民館は人権を学ぶ施設だと思っているので、どういう取り組みをしているか、教えていただきたいなと思いました。

【事務局】

公民館、市民センターでの取り組み内容といたしましては一部のご紹介になりますが、各施設で開催しています高齢者大学や女性学級におきまして、関係団体様や市職員が講師となり、人権に関しての講演等を実施させていただいております。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

市として実施されている、いろいろな取り組みの内容がわかってとてもよかったと思います。

ただ、最終的には岸和田市民が、自分の人権が大切にされているかということ、それを自覚できるかが大事だと思います。

例えば、障害者のある人が暮らすときに人権が大事にされていると感じられる計画をちゃんと作っているのか。手話に関して言いますと、このような計画の進め方、例えばこのプランが終わるときに、聞こえない人の生活がどうなっているのか、それが全く見えません。手話言語条例がありますけれども、それを伝えているだけでは聞こえない人の生活がよくなるわけではありません。聞こえない人、障害のある人が暮らしやすくなるのか、そういう状況が欲しいと思います。そのあたりどの様に考えているのか教えていただきたいと思います。

【会長】

では、事務局からよろしくお願いします。

【事務局】

このプランにおける将来のビジョンについてですが、プランの作成にあたり、令和2年に市民意識調査を実施させていただきました。市民の方が、いろいろな人権に関してどのように考えておられるのか、どういう問題点を感じておられるかというところを調査しました。

この調査をもとに、令和3年度に人権政策推進プランを市民の皆様のご意見を伺いながら作成しました。このプランの中で、めざす将来のビジョンとして、人権課題ごとに「プランの推進によってめざすまちの姿」というところで記載させていただいています。

これらの最終目標をめざして各施策を進めさせていただいているところです。た

だ、各施策の成果につきましては、中間見直しの前に行われる市民意識調査をもちまして、その効果を確認したいと考えております。

その結果をもちましてプランの中間見直しを行いまして、より現状に即したプランに改定したいと考えています。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

回答ありがとうございました。

本当にわかりやすい例ですが、この社会では聞こえる人がほとんどです。聞こえない人は、岸和田市で 1%いるかどうかかわからないと思います。

私たちの聴覚障害者団体が説明しているのですが、市が作っている広報きしわだがありますが、この中で聞こえない人にとって、理解できないと思うところが 2 つあります。

1 つは、市政情報や行事・イベントを掲載していますが、問い合わせ先には電話番号しか書かれていません。一部には電話以外に FAX やメールが書かれている記事もありますが、ほとんどの記事では電話番号しかなく、問い合わせで詳しい情報を得ることができません。

2 つ目はいろんな企画やイベントを載せていますが、手話通訳の有無が書かれていないため、聞こえない人が参加できるのか、通訳があるのかどうか分かりません。問い合わせればいいのですが、人によっては参加するのにバリアが高いと思います。

このプランが終わる時に、広報の全てについて、聞こえない人が誰でも質問でき、色々な情報を得て、心配なくイベントに参加できる。そうならば良いと本当に思います。

【会長】

ありがとうございました。

非常に貴重なご意見だと思います。ただ今のご意見について、今後、「広報きしわだ」で記載するように進めていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

意見とお願いです。先ほど委員がおっしゃったことは、今年度これから事業が進んでいきますので、ぜひ当事者の団体の皆様と市のコラボというか、一緒に進めていく機会を持っていただいて、市内の中でも浸透していくように進めていただきたいことを重ねてお願いします。

もう一つが、資料 1-1 の 13 ページでやさしい日本語の研修をされたということで、非常にいいことだなと思いますが、若干気になるところがございます。資料 1-1 の NO17 のところの 3 つ目のところで、ひらがな表記、掲示物についてはひらがなの表記によりわかりやすい発信に努めたという記載がございます。このやさしい日本語についてですが、私は各市町村や大阪府とかの書類を見ることが多いのですが、日本語表記にしましたというものが来ても、単にひらがなにしているだけというものが大変多いです。でも、ひらがなにすることはもちろん大事ですが、難しかったら理解できないのです。

例えば外国人の方であれば、今ですと低額減税のお知らせ等、いろいろな給付関係の書類が来ますが、書類の漢字にふりがなを振ってあってもわかりません。まずはこのやさしい日本語の研修されたのは大きな第一歩だと思いますので、それがどういうものになっているのかは、ぜひこの年度末では点検と本当にひらがな表記だけになっていないか、なっているようでしたら、本当にやさしい日本語にしていただけるようにぜひお願いします。

これは何も外国人の方だけではなく、そういう識字とかという調査をしますと、不登校とかで学校に行けてなくて、そういったところで学んでいる子もいます。

ぜひ本当にいろんな人のユニバーサルになるような取り組みをお願いしたいな、と思います。

【会長】

はい、どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

【委員】

資料 1-1 の 45 ページで、インターネットが普及することによって差別が増大・拡大し悪質化していく、それに対処するための対策として、NO123 のインターネット上の差別的な取り組みの対応となっておりますが、ここで、モニタリング事業を試験的に実施していくと答えておりますが、既に実施要領はできているのでしょうか。ございましたら内容を教えてください。

また、それとインターネット上の差別解消に向けた学校教育も重要になっていると思います。学校現場においてインターネットの差別を解決する上でのカリキュラムなどがございましたらご紹介いただきたいと思います。

最後に、NO125 の本人通知制度ですが、この登録者数を今後増やしていくということが課題に挙げられていますが、現時点で登録されている方は、市民の何パーセントになりますか。更には実際に通知の件数がどれほどあるのか、教えていただきたいと思います。

【事務局】

まず 1 点目につきまして、令和 6 年 3 月末にモニタリングの実施要領を定めました。それを基に令和 6 年の 4 月からモニタリング調査を始めました。

現在調査の頻度は、月 1 回 1 時間ほどの時間をかけまして調査を行っています。

検索内容は、岸和田市の後ろに単語を入れて検索しています。単語の例としては同和地区や、障害、在日といった単語です。

検索対象のサイトは、5 チャンネル、X、Yahoo!知恵袋、Google です。

モニタリング事業は、4 月に実施を始めましたところでございますので、今後検索単語や回数、サイト等につきましては、今後検討しつつ進めさせていただきたいと考えています。

2 点目の学校での情報教育についてですが、各校で情報教育の年間計画をつくり、教育委員会にご提出いただいています。子どもたちがインターネットや一人ずつ持

っていますタブレットをどう活用するのか、年間でどの様に使っていくか、学んでいくかについて各校で取り組んでいただいています。その中で例えば外部機関の方を講師としてお招きし、子どもたちがどう SNS 等を使っていくか、そういった話を発達段階に応じて学んでいるという学校もございます。

この様に各校で計画を立て取り組みを進めています。

3 点目の質問についてです。本人通知制度の現在の実績ですが、令和 5 年度末時点での登録者数は、394 名です。岸和田市の人口としましては 18 万人ですので、登録者の割合は約 0.2 パーセントでございます。

あと、通知件数に確認を取れておりません。具体的な件数はあらためて回答させていただきます

【会長】

はい、他にどうでしょうか。

【委員】

資料 1-2 の達成度について意見です。

評価について 90%以上を A としています。達成度は 5 段階評価ですので、5 や 4 は達成度としてはプラス評価、3 以下では低い評価になると思いますが、達成度 4 でも 80%の達成率ですので A 評価には至っていません。その評価 4 の施策で今後の事業の方向性を見ますと、継続して実施していくという表記が非常に多い。また達成度 3 でも継続して実施という方向性の事業もあります。

実施施策を振り返って達成度は 5 ではないと、職員が思っているのだしたら、今後の事業の方向性として次回はどこを改善したい、こういった取り組みを新たに行いたいといった点があると思います。こういった事を資料に記載して欲しいと思います。私たち委員が、達成度 4 とされている施策を、来年度 5 にするためにこうしてほしいという意見を出すにも、まず職員の方たちがどうしたいと思っていられるのか記載いただきたいと思います。

【会長】

ただいまのご指摘の点は前回の審議会でも出てきたことですので、この事前の資料を作る際にぜひ反映していただきたいと思います。

私からも何点か発言させていただきます。

資料 1-1 の 2 ページ目の一番上で、人権問題を理解し業務に反映するための市職員、教職員への研修として、担当課でこの実績に挙がっている 3 つの研修に取り組んだという記載がありますが、4 ページの 2 つ目、同じ担当課ですが、先ほどと同じ研修が記載されています。ここの推進施策を見ますと、権利の理解のための学習機会の提供とあり、学習機会の提供ですから授業を行うということだと思います。ところが実績の方は、教職員対象とした研修しか挙がっていないくて、その評価を見ますと、教育現場における幼児・児童・生徒の人権意識の高揚に繋げることができたと記載されています。しかし、これは教職員の研修をただけなので、その研修の成果が授業に反映されて、その結果として児童生徒の人権意識が向上するとなっていくわけで、教職員の研修をした段階でもう児童生徒の人権意識の高揚に繋げることができたと書くのはかなり乱暴な書き方という印象を受けました。

他にも同じようなことがありましたので、チェックしてみてください。

19 ページの NO35 ですが、中学校でデート DV の予防講座の実施について記載されています。その評価としてデート DV 予防の効果があつたとか、DV 防止に役立ったと記載されていますが、これも色々な材料を検討した上でないとなかなか言えないことなので、予防効果につながるということが期待できるという記述にとどめておくほうがいいのではないかと思います。これも似たようなところが他にもありましたので、チェックしていただければと思います。

28 ページの NO62 で無戸籍の子どもの支援で、取り組み内容としては関係各課とは情報を共有し、無戸籍者情報の把握に漏れがないように努めているとか、月次報告で法務局へ無戸籍者に関する情報提供をしているということですが、それなら現時点で無戸籍の方が何人いるのかというのを記載しないと、実績の相談件数が 0 件で達成度が 4 というのは何のことかわかりません。ここもデータが不足していてこの達成度 4 がどこから出てきたのかがよくわからない。この点もちょっと考えていただければいいと思います。

それからこれ全体を通してなんですが、資料 1-1 の推進施策を見てみると、推進施策の番号が 205 番まで振られています。この番号は小分類に当たりますが、大分類となる「女性の人権」や「子どもの人権」などが一番左端に示されていないので、どの人権課題の施策なのかがわかりづらいです。例えば 58 ページをご覧ください。NO173 とか NO174 で自立を支援する事業の推進とありますが、大分類項目が示されていないので、どこの人権課題の中のどういう取り組みかがすぐにわからない。この点も工夫をしていただければと思います。

では、次に進みたいと思います。

【事務局】

人権施策推進プランの年間スケジュールについて説明

【会長】

ただいまの報告に関しまして、ご質問ご意見ございましたらどうぞ。
ご質問は無いようですので、次に進みたいと思います。

【事務局】

重点施策について説明

【会長】

ただいまの報告に関しまして、ご質問ご意見ございましたらどうぞ。

【委員】

重点施策の 3 つ目、様々な人に配慮した情報発信についてですが、ぜひいろいろな当事者の方のご意見を伺いながら進めていただきたいという意見です。というのも私、他の市町村等で研修の実施や企画もしていて、訪問させていただくことがあるのですが、その際に結構残念に感じるのが障害者用のトイレです。

もちろん大阪府の規格は満たしていますが、例えば大きなタイプの車椅子だと回転がしにくい、あるいは寝たタイプの車椅子だと入れないといった残念な公共施設

のトイレって意外と多いです。

なので、業者さんだけのご意見を聞くとそういったこともあると他の市町村の庁舎でいくつか見聞きをしますので、ぜひそういった施設や設備を利用するいろいろな当事者のご意見をお聞きしながら進められることを希望します。

【会長】

どうもありがとうございました。貴重なご意見だと思います。
他にございますか。

【委員】

人権課題に関する学習機会の提供についての報告で、若年層の参加が少ないと記載があります。本当にこれすごい課題だと思います。

どうしたら若い人が参加してくれるのか、これは岸和田市全体の問題で、今後工夫を考えないと、重点施策の学習機会の提供も難しいと思っています。

【会長】

ご指摘の点は非常に重要なことで、従来から指摘されている点ですが、それを解決する特効薬も無く、いろいろと工夫を重ねていても効果が出ないという問題があるかと思います。

これについては大きな課題ですし、この審議会でも議論を重ねていく必要があるかと思うので、皆さんもご意見をお出ししていただければと思います。

【委員】

周知についての報告です。

岸和田の人権擁護委員の会議でお話も出ていますが、人権擁護委員による人権相談に来る方が少ないということがございます。

今、どうしたらもっと周知ができるか、ということで、以前は岸和田市のイベントがある時に、着ぐるみを着てチラシを配布していたそうで、今後またそういうこ

ともできれば、周知できるのかなという話をしています。

【会長】

どうもありがとうございました。他にございますか。

【委員】

会長の挨拶の時のハンセン病に対する強制不妊手術の話がございましたけれど、ちょうど今、最高裁判所で障害者に対する強制不妊手術に関する判決が、7月3日に出ます。これに関して国では、救済金を出すというお話がありますが、非常に低い金額で解決しようとしています。

この問題は戦後で一番大きな人権問題だと考えていて、岸和田市としても、救済に関して条例を作るとか、何かの対策を示していくということが非常に大事だと思っております。

この審議会でも、この問題について審議し、何か審議会から岸和田市に意見をだし、救済金が出すことができればと思っています。

【会長】

はい。事務局どうですか。

【事務局】

現在、岸和田市におきまして、具体的な条例制定の予定はございません。判決を受けまして、その判決内容や国や府の対応を見ながら、検討していくことになるかと考えています。

岸和田市の施策を決定していくにあたり、審議会の中で委員の皆様のご意見をいただき、中間見直しや改訂時にそのご意見を踏まえ施策に反映していくことになるかと考えています。

【会長】

他にございますか。

【委員】

資料3の重点施策で、No3の課題の記述に「一人ひとりが各人権課題について自分事として意識し」と記載されていますが、これはとても大事なことと感じています。私の自宅は東京にあります。何年か前に娘がまだ小学生だった頃に、人権教育で演劇教育をしまして、3人一組でロールプレイングをします。1人がいじめられっ子役、あとの2人がいじめっ子役となり、いじめられっ子役に対して貶したり酷評したりします。うちの娘はいじめられっ子役で泣きそうな顔をしていましたので、「どんな気持ちだった」と聞きましたら、「心が張り裂けそうだった」みたいなことを言っていました。

自分ごととして、こういうことを言われるとこんなに心が痛むのかと、こういう立場になるとそう感じるんだ、ということをもものすごく実感したのかと思います。

学習というのは習うということだけではなくてアウトプットしていくということで学習効果というのが高まると思うので、ぜひそういう取り組みを東京ではやっておりましたので、参考にさせていただければなと思います。

【会長】

はいどうもありがとうございました。

では次の議事ですが、実施計画書について事務局からお願いします。

【事務局】実施計画書について説明

【会長】

今、事務局から実施計画書について説明がありましたが、ご意見ご質問があればどうぞ。

【委員】

資料4の5ページのNO17が、日本語の理解が困難な人への優しい日本語に対応としてありまして、全課で一般的なコメントが書いておられます。

今年は花岡先生をお招きして、課長級以下の職員93名が集まって勉強したと記載されています。これは是非継続していただきたいと思います。ただ対象を全課とすると規模が大きくなり継続が難しいと思いますので、これは私の意見ですが、市役所で窓口を担っている方が、まず優しい日本語で対応できるように、研修を続けてもらえればと思います。講師の調整が難しければ私たちもご協力できると思いますので、ぜひ継続して取り組んで欲しいです。

あともう一つ、他の委員が言われましたように、書類等にふりがなを振るだけでOKと思わないで、優しい日本語の対応をお願いしたいと思います。

花岡先生の研修を受けたときに一つ印象に残っているお話を最後に申し上げます。

災害の時とか「火の元確認」という日本語があります。漢字で「火の元確認」と書いてあります。あなたはこれをどのように説明しますか。それに「ひのもとかくにん」とふりがなを打つだけでは全然意図が伝わりません。花岡先生の答えは、「火を消せ」なんです。

そういうところにわかりやすいように説明するのが優しい日本語です。

前回のときに申し上げましたが、やさしいという言葉には、EasyとKind両方の意味があると思います。両方を加味していないと外国人等必要としている方にとってのやさしい日本語にならないと思いますので、ぜひ研修をお願いしたいと思います。

【会長】

どうもありがとうございました。

ご要望ということで、よろしくお願いします。

他にどうですか。無いようでしたらこれで第1回審議会を終了いたします。みなさんありがとうございました。